

## 実務対応報告公開草案第 28 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見

平成20年10月23日  
株式会社プルータス・コンサルティング

当社は、金融商品会計基準及び金融商品実務指針等に基づいて行われる金融資産の時価の算定の理解を促進するため、質問の多い点を確認することを目的とした標記公開草案の趣旨、内容については、適切なものであると考えます。

しかしながら、当社は、より合理的な実務の運用を図るため、以下の事項を考慮すべきと考えます。

### 記

「Q3 市場価格がない又は市場価格を時価とみなせないため、経営者の合理的な見積りに基づいて時価を算定する場合に留意する事項は何か。」について

#### (コメント)

経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額として3つの方法を列挙しているが、以下の事項を整備すべきと考える。

- ① 「(1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法」の「その他の変動要因」として想定される例を具体的に列挙すべきである。
- ② 「(2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法」では、「この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する」としているが、上記①と同様に、変動要因等として想定される例を具体的に列挙すべきである。また「適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない」とあるが、具体的な割引率の算定手法についても明記すべきである。
- ③ 「(3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル(例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル)を使用する方法」では、「この場合、会社が採用するモデル自体、及びモデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利子率等の価格決定変数は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。」(金融商品実務指針第54項)としているが、価

格決定変数として想定される例をより広範囲に具体的に列挙すべきである。

(理 由)

事業会社の内部スタッフが、複雑な金融商品の時価を算定することは、通常、困難なことが多いため、『「自社における合理的な見積りが困難な場合には、対象金融資産について上記(1)から(3)の方法に基づき算定された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる」(金融商品実務指針第54 項)』とする取扱いを認めているものと思料する。

しかしながら、ブローカーから入手した価額を採用する場合にしても、列挙している3つの方法による時価の算定は、変動要因の考慮や価格決定変数の決定において、一定の見積りを前提にすることから、ブローカーが時価算定で想定した一定の見積りについて、合理性があるかどうかについては、経営者自身が判断すべきものである。

このようなことから、変動要因や価格決定変数として想定される例をより広範囲に具体的に列挙することによって、経営者にとって、実務上の留意すべきポイントの理解につながり、実務上の運用に資するものと考えられる。

なお、当社が遭遇した事例では、新株予約権の時価を引き下げのために、発行会社がいつでも自己新株予約権を取得できる条件を付加したものがある。このような権利の行使は、発行会社として行使する意思が全くないにもかかわらず、時価を引き下げる目的で設定した条件であることから、行使する可能性がない前提条件は、時価算定に織り込むべきではない。このように、経営者が実行する可能性がない条件をもって、時価算定しないこと等に留意するためにも、変動要因や価格決定変数として想定される例をより広範囲に具体的に列挙すべきであると考えられる。

また、(2)の手法での割引率についても、実務上、割引率を調整することによって、評価額を調整するケースが散見することから、具体的な割引率の算定手法についても明記すべきであると考えられる。

以 上